

諮問実施機関：知事（湖東健康福祉事務所保健福祉課）

諮問日：平成20年8月20日（諮問第4号）

答申日：平成22年1月27日（答申第4号）

事件名：本人に係る相談記録の一部開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事が異議申立人に対し行った保有個人情報の一部を不開示とする決定については、別表の「結論」欄に「開示」と記載されている部分、および「部分開示」と記載され、かつ「部分開示のうちの開示部分」欄に記載されている部分を開示すべきであり、その他の部分については不開示が妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成00年00月00日付けで、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、滋賀県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「請求者について保健所に寄せられた苦情、問題行動等の相談記録。期間：平成00年00月～平成00年0月0日、平成00年0月00日～平成00年0月0日」について、開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、請求人に係る相談記録および相談受理票（以下「本件相談記録」という。）を特定し、本件相談記録に記載されている保有個人情報の一部については、条例第15条第2号、第3号ア、第6号および第7号のイの不開示情報に該当し、また、開示請求のあった対象期間外の保有個人情報であるとして、これらの保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について条例第19条第1項の規定により一部開示決定を行い、その旨を平成00年00月00日付け滋東振保福第00号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件保有個人情報の一部の不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を不服として、平成00年00月00日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消して、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不開示情報が多いため前後関係が把握できず、異議申立人の保護入院の原因・理由が理解できない。保護入院に至った原因・理由を理解、判断するために全部の開示を求める。
- (2) 開示された情報の中に誤った情報があった。不開示情報の中にも、誤った情報がある可能性があるため、全部の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 請求対象期間外の保有個人情報について

異議申立人は、開示請求において、開示請求の対象期間を限定して請求しているので、請求対象期間外の保有個人情報については不開示とした。

2 開示請求日以後の保有個人情報について

開示請求日以後の保有個人情報については、開示請求の対象とはならないので不開示とした。

3 条例第15条第2号の不開示情報について

本件相談記録の保有個人情報に、異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるもの、および、他の情報と照合することにより、異議申立人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含んでいて、同条同号ただし書の不開示情報の適用除外には該当しないため、条例第15条第2号に該当するので不開示とした。

4 条例第15条第3号アの不開示情報について

本件相談記録の保有個人情報に、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものがあるため、条例第15条第3号アに該当するので不開示とした。

5 条例第15条第6号の不開示情報について

本件相談記録の保有個人情報に、県の機関ならびに他の地方公共団体の内部または相互間における検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものがあるため、条例第15条第6号に該当するので不開示とした。

6 条例第15条第7号イの不開示情報について

本件相談記録の保有個人情報に、県の機関に関する情報であって、開示することによって、個人の評価、指導等に係る事務に関し、当該事務の目的が達成できなくなり、

またはこれらの事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるものがあるため、条例第15条第7号イに該当するので不開示とした。

第5 審議会の判断

1 審議会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障することとしている。一方、第15条では、開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙しており、当該情報が第15条各号のいずれかに該当している場合を除き、請求のあった個人情報を開示しなければならないと規定している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

このような観点から、以下判断する。

(2) 本件保有個人情報の範囲について

実施機関は本件相談記録のうち195箇所の本件保有個人情報について不開示決定を行ったが、当審議会は、審議の明確化をはかるため、実施機関にこれらの本件保有個人情報に整理番号を付し、それらの不開示理由を説明するように求めた。これに対し、実施機関は本件保有個人情報に1から195までの整理番号（以下「不開示情報」という。）を付し、不開示理由補足説明書を当審議会に提出するとともに、異議申立人にも送付した。

当審議会は、この整理番号が付された本件保有個人情報毎に判断を行うこととするが、次の本件保有個人情報については、その内容を検討した結果、次のとおりその範囲を変更する必要があると思われたので実施機関に指摘したところ、実施機関は当審議会の意見を受けて下記のとおり変更した。従って、変更した後の内容により判断を行うこととする。

ア 実施機関は、相談受理票23頁の不開示情報85のうち、3行目から8行目までについて、更にこれを当初不開示情報86の範囲としていたが、当審議会の審議の中で、実施機関は不開示情報86の範囲を3行目から12行目までに拡大した。

イ 実施機関は、相談受理票25頁の不開示情報98の範囲については、当初1行目から3行目および4行目の日付欄を除く記載欄（以下「記載事項欄」という。）の12文字目（句読点およびかっちは1文字と数えない。以下同じ。）か

ら行末までとしていたが、当審議会の審議の中で、2行目14文字目から行末、3行目8文字目から行末および4行目記載事項欄の12文字目から行末までの情報については不開示情報98から除き、不開示情報99の範囲に含めるものとした。

(3) 請求対象期間外の保有個人情報について

実施機関は、異議申立人が開示請求の対象期間を限定しているのので、請求対象期間外の保有個人情報については不開示としたと主張している。異議申立人は、異議申立書の中で、保有個人情報の一部不開示決定を取り消したうえでの全部開示を求めており、審議会での意見聴取の際にも、不開示となった請求対象期間外の保有個人情報についても、開示を求めている。

開示請求の際に請求をしなかった保有個人情報について、異議申立ての段階で開示請求を主張できるかについては、異議申立ては開示請求の範囲内で許されるべきであり、開示請求の段階で請求をしなかった保有個人情報については、異議申立てを認めるべきではないので、実施機関の判断は妥当である。

(4) 開示請求日以後の保有個人情報について

実施機関は、開示請求日以後の保有個人情報については、開示請求の対象とはならないので不開示としたと主張しているが、異議申立人は、開示請求日以後の保有個人情報についても、開示することを求めている。

開示請求があった場合の開示は、開示請求があった時点で実施機関が保有する個人情報を開示請求者に開示すべきものであるのので、実施機関の判断は妥当である。

(5) 異議申立人の発言部分に含まれる情報について

本件相談記録の中には、異議申立人が発言した内容が記載されているが、この発言内容に含まれている異議申立人以外の個人情報や法人等の情報について、実施機関は、異議申立人を通じて開示された文書が第三者に閲覧され、記録に記載された個人や法人等が名誉毀損等の損害を受けるかもしれないので、個人や法人等の権益にも配慮する必要があると主張する。

異議申立人が発言した異議申立人以外の個人情報や法人等の情報については、その真偽はともかく、異議申立人本人の個人情報であり、開示請求者の個人情報の不開示情報を定めた条例第15条第1号の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある不開示情報には該当せず、他の条例第15条各号の不開示情報にも該当しないので、開示すべきである。

(6) 異議申立人が同席した場面での情報について

本件相談記録の中には、異議申立人が同席している場面での第三者の発言内容や異議申立人が経験した内容が記載されているが、この発言内容等について、実施機関は、発言内容等を全て記録しているとは限らず、発言者の主旨を正しく伝えていない場合や内容に記載誤りがある場合もあり、異議申立人が記録に出てくる人物と裁判で争うことが予想され、開示することで発言者等の権益を損なうおそれがある

ので、不開示としたと主張する。

異議申立人が同席した場面で第三者が発言した内容や異議申立人が経験した内容を記録した個人情報については、異議申立人がその場において、その発言内容を聞いていたり、経験したりしている情報であるから、条例第15条第2号ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報に該当すると認められるので、当該部分は条例第15条第2号の不開示情報には該当しない。また、法人等の情報については、異議申立人が同席した場面で聞いたり、経験している情報であり、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないので、条例第15条第3号の不開示情報には該当しない。また、これらの情報は、他の条例第15条各号の不開示情報にも該当しないので、開示すべきである。

(7) 条例第15条第2号該当性について

ア 実施機関は、開示請求者以外の個人に関する情報が異議申立人の発言部分に含まれる場合や異議申立人が同席した場面で第三者が発言した内容や異議申立人が経験した内容に含まれる場合には、条例第15条第2号に該当するとして不開示としたと主張するが、これらの情報は、前記第5、1(5)および(6)で述べたとおり、同条同号の不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

イ 条例第15条第2号は、開示請求者に関する保有個人情報の中に開示請求者以外の第三者の個人情報が含まれている場合について、開示請求者に第三者の個人情報を開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、当該第三者の個人情報を不開示情報としている。しかし、第三者の個人情報であっても、不開示情報として保護する必要性が乏しい情報もあることから、このような情報については同条同号のただし書により不開示情報から除いている。

公務員の職および職務遂行の内容に係る情報については、実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、同条同号ただし書ウにより不開示情報から除いているが、公務員の氏名については、開示した場合は公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、原則として不開示情報としている。しかし、実施機関等により公務員の氏名を公表する慣行があるような場合には、同条同号ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報として不開示情報から除く解釈運用を行っている。

本県の警察職員の場合、警部または同相当職以上の職員の氏名については、慣行として公にしている情報であるから、同条同号ただし書アに該当し、不開示情報には該当しないが、その他の警察職員の氏名は、不開示情報に該当する。

警察職員以外の実施機関の公務員の氏名については、一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている情報であることから、公務員の氏名を公表する慣行があり、不開示情報には該当しない。また、その他の地方公共団体の公務員の氏名については、上記で述べたとおり、氏名を公表する慣行がある場合には、

不開示情報には該当しない。

なお、公務員の氏名を公表する慣行がない場合であっても、異議申立人が公務員の氏名を知っている場合は、当該公務員の氏名は不開示情報には該当しない。

ウ 実施機関は、条例第15条第2号に該当するとして別表の「実施機関の判断」欄のとおり判断しているが、当審議会は、上記のとおり解釈し、別表の「審議会の判断」欄のとおり判断する。

(8) 条例第15条第3号ア該当性について

ア 実施機関は、法人等の情報が異議申立人の発言部分に含まれる場合や異議申立人が同席した場面で第三者が発言した内容や異議申立人が経験した内容に含まれる場合には、条例第15条第3号アに該当するとして不開示としたと主張する。しかし、前記第5、1(5)および(6)で述べたとおり、同条同号アの不開示情報には該当しないので、開示すべきである。

イ 条例第15条第3号アは、開示請求者に関する保有個人情報の中に法人等の情報が含まれていて、その情報を開示請求者に開示することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報については、不開示とすると定めている。

害するおそれがあるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮し、判断する必要がある、おそれの判断も、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が必要であると解釈運用されている。

ウ 実施機関は、不開示情報96、98および100について、条例第15条第3号アに該当するとして不開示にしている。

不開示情報96については、実施機関は、法人等の情報が異議申立人を通じ第三者に閲覧された場合、記録に記載された法人等が名誉毀損等の損害を受けるかもしれないので不開示としたと主張しているが、不開示情報96は本人が入院した病院名であり、このことは開示された情報から判断できることであり、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報ではないので、実施機関の判断は妥当ではなく、他の条例第15条各号の不開示情報にも該当しないので、開示すべきである。

不開示情報98および100について、実施機関は、開示することにより当該法人等の権益を損なうおそれがあるため不開示としたと主張する。

不開示情報98の一部については、病院に関する情報であり、異議申立人や実施機関との関係を考慮すれば、不開示が妥当と判断するが、不開示情報100については、医師に関する情報であるので、下記オで判断する。

エ 実施機関は、別表のとおり、条例第15条第6号に該当するとして本件保有個人情報を不開示としているが、このうちのいくつかの不開示情報については、法人等の情報を公共機関の情報と誤り、同条同号に該当すると判断している。しかし、

法人等の不開示情報については同条第6号ではなく、同条第3号に定められているので、上記イおよび下記オにより判断する。

オ 本件相談記録の中には、医師に関する情報が記載されているが、前記第5、1(5)および(6)に該当する情報以外の医師の情報については、当該医師は法人等に所属しているので、法人等に関する情報であるとともに医師個人に関する情報でもある。従って、医師に関する情報については、法人等に関する不開示情報であるか判断するまでもなく、開示請求者以外の個人に関する情報であるので、前記第5、1(7)により条例第15条第2号に該当する不開示情報である。

カ 実施機関は、条例第15条第3号アに該当するとして別表の「実施機関の判断」欄のとおり判断しているが、当審議会は、上記のとおり解釈し、別表の「審議会の判断」欄のとおり判断する。

(9) 条例第15条第6号該当性について

条例第15条第6号は、県、国および県以外の地方公共団体等の内部または相互間における審議、協議等に関する情報の中には、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え、または不利益を及ぼすおそれがある情報があるので、これらの情報を不開示とすると定めている。

これらの審議等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、同条同号に該当する場合は少なくなるものと解釈運用されている。

実施機関は、対象個人情報の記述中に、県の機関ならびに他の地方公共団体の内部または相互間における検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第15条第6号に該当するので不開示としたと主張しているが、本件の場合、異議申立人に関する相談事務はすでに終了しているものと考えられるので、実施機関が同条同号に該当すると判断した不開示情報のうち、前記第5(8)エ以外の情報については、同条同号の不開示情報には該当しない。

実施機関は、条例第15条第6号に該当するとして別表の「実施機関の判断」欄のとおり判断しているが、当審議会は、上記のとおり解釈し、別表の「審議会の判断」欄のとおり判断する。

(10) 条例第15条第7号イ該当性について

条例第15条第7号は、開示することにより、県、国または県以外の地方公共団体

等が行う事務または事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とすることを定め、典型的な例として、同条同号のイで、個人の評価、診断、判定等に係る事務に関し、当該事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれのある情報については、不開示とすると定めている。

上記同条同号イに定める情報とは、開示することにより、個人の評価、診断、判定等の過程やそれらの基準を知らせることになり、評価者等と当該個人やそれ以外の者との信頼関係を損ない、または評価者等が正確な評価等ができないなど、当該事務の適正な執行に支障をもたらすおそれがある情報であり、ここでの支障とは、名目的なものでは足りず実質的なものであり、おそれの程度も、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が必要であると解釈運用されている。

具体的には、本件相談記録に記載されている情報のうち、診断、判定等そのものやそれらの前提となる評価、それらに密接に関連している事実等については、同条同号イに該当する個人情報であると認められる。

実施機関は、同条同号イに該当するとして別表の「実施機関の判断」欄のとおり判断しているが、当審議会は、上記のとおり解釈し、別表の「審議会の判断」欄のとおり判断する。

(11) 結論

以上により、実施機関が不開示とした本件保有個人情報について当審議会が行った判断は、別表のとおりである。

よって、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

2 審議会の処理経過

当審議会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議した。

年 月 日	審 議 の 内 容
平成20年8月20日	・実施機関から諮問を受けた。
平成20年9月5日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成20年9月28日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成20年10月22日	・実施機関に対し、整理した資料を作成し、提出するように求めた。
平成20年12月3日	・実施機関から整理した資料の提出を受けた。

平成21年2月3日 (第47回審議会)	・実施機関から保有個人情報一部開示決定理由等について口頭説明を受けた。
平成21年3月3日 (第48回審議会)	・異議申立人から異議申立て理由等について意見聴取を行った。
平成21年7月3日 (第49回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年7月23日 (第50回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年9月2日 (第51回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年9月28日 (第52回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年11月26日 (第54回審議会)	・諮問案件の審議を行った。
平成21年12月21日 (第55回審議会)	・諮問案件の審議を行った。

別表 実施機関の判断に対する審議会の判断

【対象保有個人情報:相談記録】

頁	不開示情報	実施機関の判断					審議会の判断							
		不開示条項				期間外	不開示条項				期間外	結論	部分開示のうち の開示部分	判断の根拠(答申の 該当部分)
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ				
表紙	1											開示		第5、1(10)
表紙	2											不開示		第5、1(7)
2	3											開示		第5、1(7)

【対象保有個人情報:相談受理票】

頁	不開示情報	実施機関の判断					審議会の判断							
		不開示条項				期間外	不開示条項				期間外	結論	部分開示のうち の開示部分	判断の根拠(答申の 該当部分)
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ				
表紙,1	4											部分開示	「相談日」欄	第5、1(10)
2	5											部分開示	1行目記載事項欄5文字目から8文字目を除くすべて	第5、1(7) 第5、1(9)
2	6											部分開示	16行目記載事項欄5文字目から8文字目および22行目から26行目を除くすべて	第5、1(7) 第5、1(9) 第5、1(10)
3	7											開示		第5、1(9)
4,5	8											不開示		第5、1(7) 第5、1(10)
6	9											部分開示	5行目25文字目から33文字目まで	第5、1(10)
6	10											開示		第5、1(5)
6	11											開示		第5、1(5)
6	12											開示		第5、1(5)
6	13											開示		第5、1(5)
6	14											開示		第5、1(5)
6	15											開示		第5、1(5)
6	16											開示		第5、1(5)
6	17											開示		第5、1(5)
6	18											開示		第5、1(5)
6	19											開示		第5、1(5)
6	20											開示		第5、1(5)
6	21											開示		第5、1(5)
6	22											開示		第5、1(5)
7	23											開示		第5、1(5)
7	24											開示		第5、1(6)
7	25											開示		第5、1(5)
7	26											開示		第5、1(5)
7,8	27											不開示		第5、1(10)
8	28											開示		第5、1(5)
8	29											開示		第5、1(7)
8	30											開示		第5、1(10)
8	31											開示		第5、1(10)
8	32											開示		第5、1(10)

頁	不開示情報	実施機関の判断					審議会の判断							
		不開示条項				期間外	不開示条項				期間外	結論	部分開示のうちの開示部分	判断の根拠(答申の該当部分)
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ				
8	33											開示		第5、1(10)
8,9	34											開示		第5、1(6)
9	35											不開示		第5、1(7)
9	36											開示		第5、1(6)
9	37											開示		第5、1(6)
9	38											部分開示	36行目14文字目から行末まで	第5、1(6) 第5、1(10)
10	39											不開示		第5、1(10)
10	40											開示		第5、1(5)
10	41											開示		第5、1(10)
10~12	42											不開示		第5、1(7)
13	43											部分開示	5行目3文字目から4文字目まで	第5、1(10)
13	44											不開示		第5、1(8)イ
14	45											開示		第5、1(5)
14	46											開示		第5、1(5)
14	47											開示		第5、1(5)
14	48											開示		第5、1(5)
14	49											開示		第5、1(10)
15	50											開示		第5、1(7)
15	51											不開示		第5、1(10)
15	52											不開示		第5、1(10)
15	53											不開示		第5、1(7)
15	54											不開示		第5、1(8)イ
16	55											部分開示	1行目から3行目5文字目まで	第5、1(7) 第5、1(8)オ 第5、1(9)
16	56											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ
16	57											不開示		第5、1(7)
16	58											不開示		第5、1(10)
17	59											開示		第5、1(10)
17	60											開示		第5、1(5)
17	61											開示		第5、1(5)
17	62											開示		第5、1(5)
17	63											開示		第5、1(5)
17	64											不開示		第5、1(10)
17	65											開示		第5、1(5)
17	66											開示		第5、1(5)
17	67											不開示		第5、1(10)
18	68											開示		第5、1(5)
18	69											開示		第5、1(5)
18	70											不開示		第5、1(10)
18	71											部分開示	11行目すべて	第5、1(7)
18	72											不開示		第5、1(7)
18	73											不開示		第5、1(10)
19	74											開示		第5、1(5)
20	75											開示		第5、1(10)
20	76											開示		第5、1(5)
20	77											不開示		第5、1(10)
20	78											不開示		第5、1(7)

頁	不開示情報	実施機関の判断				審議会の判断								
		不開示条項				期間外	不開示条項				結論	部分開示のうちの開示部分	判断の根拠(答申の該当部分)	
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ				
20	79											不開示		第5、1(7)
20,21	80											不開示		第5、1(7)
21	81											不開示		第5、1(10)
21	82											不開示		第5、1(7)
22	83											不開示		第5、1(7)
22	84											不開示		第5、1(7)
23	85											部分開示	1行目1文字目から7文字目、11文字目から行末および15行目から16行目まで	第5、1(7) 第5、1(9) 第5、1(10)
23	86											不開示		第5、1(7) 第5、1(10)
23	87											不開示		第5、1(7)
24	88											不開示		第5、1(10)
24	89											不開示		第5、1(7)
24	90											開示		第5、1(10)
24	91											不開示		第5、1(10)
24	92											不開示		第5、1(10)
24	93											不開示		第5、1(10)
24	94											開示		第5、1(7)
24	95											不開示		第5、1(10)
24	96											開示		第5、1(8)ウ
24	97											開示		第5、1(6)
25	98											部分開示	1行目すべて	第5、1(6) 第5、1(8)ウ 第5、1(10)
25	99											開示		第5、1(6)
25	100											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ
25	101											不開示		第5、1(7)
25	102											不開示		第5、1(3)
26	103											不開示		第5、1(3)
26	104											不開示		第5、1(3)
27	105											不開示		第5、1(3)
27	106											不開示		第5、1(3)
28	107											不開示		第5、1(3)
28	108											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ
28	109											不開示		第5、1(8)イ
28	110											不開示		第5、1(7)
29	111											開示		第5、1(5)
29	112											不開示		第5、1(10)
29	113											開示		第5、1(5)
30	114											開示		第5、1(5)
30	115											開示		第5、1(10)
30	116											開示		第5、1(5)
30	117											開示		第5、1(10)
30	118											開示		第5、1(5)
30	119											不開示		第5、1(10)
30	120											部分開示	19行目25文字目から20行目5文字目まで	第5、1(10)
31	121											開示		第5、1(5)

頁	不開示情報	実施機関の判断					審議会の判断							
		不開示条項				期間外	不開示条項				期間外	結論	部分開示のうちの開示部分	判断の根拠(答申の該当部分)
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ				
31	122											不開示		第5、1(10)
31	123											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ
31	124											不開示		第5、1(10)
32	125											開示		第5、1(6)
32	126											開示		第5、1(10)
32	127											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ 第5、1(10)
32	128											開示		第5、1(6)
32	129											開示		第5、1(10)
33	130											不開示		第5、1(7) 第5、1(10)
33	131											不開示		第5、1(7)
34	132											開示		第5、1(5)
34	133											開示		第5、1(6)
34	134											部分開示	14行目14文字目から行末および17行目すべて	第5、1(10)
34	135											開示		第5、1(5)
35	136											開示		第5、1(5)
35	137											不開示		第5、1(10)
35	138											不開示		第5、1(10)
35	139											不開示		第5、1(7)
36	140											不開示		第5、1(10)
36	141											開示		第5、1(5)
36	142											開示		第5、1(5)
36	143											開示		第5、1(10)
37	144											不開示		第5、1(10)
37	145											開示		第5、1(5)
37	146											開示		第5、1(5)
37	147											不開示		第5、1(7)
38	148											不開示		第5、1(10)
38	149											開示		第5、1(6)
38	150											開示		第5、1(6)
38	151											不開示		第5、1(7) 第5、1(8)オ
39	152											不開示		第5、1(7)
39	153											開示		第5、1(5)
39	154											不開示		第5、1(10)
39	155											不開示		第5、1(7)
39	156											開示		第5、1(5)
40	157											開示		第5、1(5) 第5、1(6)
40	158											不開示		第5、1(10)
40	159											開示		第5、1(10)
40	160											開示		第5、1(10)
41	161											開示		第5、1(5)
41	162											開示		第5、1(5)
41	163											不開示		第5、1(10)
41	164											不開示		第5、1(7)
42	165											不開示		第5、1(10)
42	166											開示		第5、1(10)

頁	不開示情報	実施機関の判断					審議会の判断								
		不開示条項				期間外	不開示条項				期間外	結論	部分開示のうちの開示部分	判断の根拠(答申の該当部分)	
		2号	3号ア	6号	7号イ		2号	3号ア	6号	7号イ					
42	167												開示		第5、1(5)
42	168												不開示		第5、1(10)
42	169												開示		第5、1(5)
43	170												不開示		第5、1(10)
43	171												開示		第5、1(5)
44	172												開示		第5、1(5)
44	173												開示		第5、1(5)
44	174												開示		第5、1(5)
44	175												開示		第5、1(5)
44	176												開示		第5、1(5)
44	177												不開示		第5、1(10)
45	178												開示		第5、1(6)
45	179												不開示		第5、1(10)
46	180												開示		第5、1(9)
46	181												不開示		第5、1(7) 第5、1(8)才
46	182												開示		第5、1(6)
46	183												開示		第5、1(5)
46	184												開示		第5、1(6)
46	185												開示		第5、1(10)
46	186												開示		第5、1(6)
47	187												不開示		第5、1(7) 第5、1(8)才
47	188												開示		第5、1(10)
47	189												開示		第5、1(10)
47	190												部分開示	15行目5文字目から7文字目および18行目から19行目を除くすべて	第5、1(7) 第5、1(9) 第5、1(10)
48	191												開示		第5、1(5)
48	192												開示		第5、1(5)
49	193												不開示		第5、1(10)
49	194												開示		第5、1(10)
50	195												開示		第5、1(5)

(注1) 句読点およびかっちは1文字と数えない。

(注2) 「部分開示のうちの開示部分」欄に記載事項欄とあるのは、日付欄を除く記載欄のことである。